

第3 社会福祉法人認可要件の詳細

※社会福祉法人の認可について（通知）別紙1 社会福祉法人審査基準より抜粋

1 目 的

社会福祉法に規定する社会福祉事業を行うことが確実であること。必要に応じ公益事業や収益事業を行うことができるが、社会福祉事業が当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであること。また、社会福祉事業は、法令に基づく施設の最低基準その他の要件を満たしていること。

2 事 業

(1) 社会福祉事業

- ① 当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであること。
- ② 法令に基づく施設の最低基準その他の要件を満たしているものであること。
- ③ 社会福祉事業に必要な財源の大半を収益事業に求めるような計画の下に行われるものであってはならないこと。

(2) 公益事業

- ① 公益を目的とする事業であって、社会福祉事業以外の事業であること。
- ② 当該法人の行う社会福祉事業の純粋性を損なうおそれのないものであること。
- ③ 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。
- ④ 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し、従たる地位にあることが必要であること。
- ⑤ 社会通念上は公益性が認められるものであっても、社会福祉とまったく関係のないものを行うことは認められないものであること。
- ⑥ 公益事業において剰余金が生じたときは、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業に充てること。

(3) 収益事業

- ① 法人が行う社会福祉事業又は公益事業の財源に充てるため、一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のものであること。
このことから、収益事業が社会福祉事業と無関係に認められるものではないことに留意すること。
- ② 事業の種類については、特別の制限はないが、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なものは適当でないこと。なお、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第13号にいう収益事業の範囲に含まれない事業であっても、法人の定款上は収益事業として扱う場合もある。
- ③ 当該事業から生じた収益は、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業の経営に充当すること。

- ④ 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。
- ⑤ 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であり、社会福祉事業を超える規模の収益事業を行うことは認められないこと。
- ⑥ 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第14条に基づく資金の貸付を受けて行う収益事業については、③は適用されないものであること。

3 資 産

(1) 資産の所有

- ① 社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。
- ② 都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部(社会福祉施設を運営する法人の場合には、土地)に限り国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けることとして差し支えないが、この場合は、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記しなければならない。

特 例

(※15頁からの「社会福祉法人及び社会福祉施設整備に係る資産要件の緩和について」参照)

- I 特別養護老人ホームを設置する場合
- II 地域活動支援センターを設置する場合
- III 既設法人が福祉ホームを設置する場合
- IV 既設法人が通所施設を設置する場合
- V 既設法人以外の法人が保育所を設置する場合
- VI 地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」又は構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」を設置する場合
- VII 幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業(利用定員が10人以上であるものに限る。)を行う施設を設置する場合
- VIII 国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合
- IX 居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件について
- X 共同生活援助事業等の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について

(2) 資産の区分

- ① 資産の区分は、基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産とする。
- ② 基本財産 (※**抵当権の設定には、所轄庁の同意が必要です。**)
 - ア 社会福祉施設を運営する法人は、すべての施設について、その施設の用に供する不動産は基本財産としなければならない。
ただし、すべての社会福祉施設の用に供する不動産が国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けているものである場合には、1,000万円以上に相当する資産を

基本財産として有していなければならない。

イ 社会福祉施設を営まない法人は、原則として1億円以上の資産を基本財産として有していなければならない。

ただし、居宅介護等事業（老人居宅介護等事業、障がい福祉サービス事業など）又は共同生活援助事業等の経営を目的として法人を設立する場合、所定の要件を満たしていれば、1,000万円以上に相当する資産を基本財産として差し支えない。（※所定の要件については 19頁Ⅸ、20頁Ⅹ 参照）

③ その他財産

法人設立にあたっては、その他財産のうち当該法人の年間事業費の12分の1以上に相当する現金、普通預金または当座預金等を有していなければならない。

なお、介護保険法上の事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律上の障がい福祉サービス又は児童福祉法上の障がい児通所支援若しくは障がい児入所支援にも該当する社会福祉事業を主として行う法人を設立する場合にあつては、12分の2以上に相当する現金、普通預金または当座預金等を有していること。
（※法人設立準備及び施設開設までの間に必要な事務費等の資金のほかに用意すること。）

4 法人の組織運営

(1) 役員等

- ① 関係行政庁の職員が法人の評議員又は役員となることは公私分離の原則に照らし適当でないので差し控えること。
- ② 実際に法人運営に参画できない者を、評議員又は役員として名目的に選任しないこと。
- ③ 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に、理事長に就任したり、評議員又は役員として参加したりしないこと。
- ④ 次に掲げる者は評議員又は役員となることはできない。
 - ・法人
 - ・精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - ・生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
- ⑤ 暴力団員等の反社会的勢力の者は、評議員又は役員等となることはできない。

(2) 評議員

- ① 評議員の選任・解任方法については、法人が定款で定めなければならないが、理事又は理事会が評議員を選任・解任する旨の定めは無効である。定款で定める方法としては、外部委員が参加する機関を設置し、この機関の決定に従って行う方法等が考えられる。例) 評議員選任・解任委員会
- ② 評議員は社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者であること。
- ③ 評議員は、法人の理事、監事又は職員を兼ねることはできないこと。

- ④ 評議員には、各評議員又は各役員の配偶者又は3親等以内の親族が含まれてはならず、各評議員と各役員と特殊の関係がある者も含まれてはならないこと。
- ⑤ 評議員の員数は理事の員数を超える数とすること。
- ⑥ 評議員の任期は、原則として、選任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までであること(定款で「4年」を「6年」まで延長することができる)。
- ⑦ 評議員会は、役員の選任・解任や定款等の法人の基本的事項についての議決機関であり、理事等を牽制監督する役割がある。

(3) 理事

- ① 理事は、社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たし得る者であること。また、責任体制を明確にするため、理事の中から理事長を選出すること。
- ② 理事長は、理事会の決定に基づき、法人の内部的・対外的な業務執行権限を有すること。また、理事長以外にも社会福祉法人の業務を執行する理事を理事会で選定することができること。
- ③ 理事の定数は6人以上とすること。
- ④ 各理事と親族等の特殊の関係のある者が、理事総数の3分の1を超えて含まれてはならないこと。ただし、理事の親族等特殊関係の上限は3人であること。
- ⑤ 理事には、社会福祉事業の経営に関する識見を有する者(※13頁注1参照)、当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者(※13頁注2参照)及び当該社会福祉法人が施設を設置している場合は、当該施設の管理者を加えること。
- ⑥ 理事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでであること(ただし、定款で任期を短縮することは可能)。

(4) 監事

- ① 監事は、当該法人の理事又は職員を兼務することはできない。
- ② 監事は、社会福祉事業について識見を有する者及び財務管理について識見を有する者を含まなければならない。
- ③ 監事は2人以上であること。
- ④ 監事には、各役員の配偶者又は3親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各役員と特殊の関係にある者も含まれてはならないこと。
- ⑤ 監事には、公認会計士又は税理士を登用することが望ましいこと。
- ⑥ 理事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでであること(ただし、定款で任期を短縮することは可能)。

(5) 会計監査人 ※法人設立時には設置不要

- ① 前年度の決算における法人単位事業活動計算書(第2号第1号様式)中の「サービス活動増減の部」の「サービス活動収益計」が30億円を超える法人又は法人単位貸借対照表(第3号第1様式)中の「負債の部」の「負債の部合計」が60億円を超える法人は、会計監査人の設置が義務付けられる。
- ② 会計監査人は公認会計士又は監査法人でなければならない。また、公認会計士法の規定

により、計算書類について監査できない者は会計監査人になることができない。

(6) その他

職員については理事長が任免することとして差し支えないが、事業の成否に係りのある施設長等は、理事会の議決を経て、理事長が任免することが適当であること。

5 法人の組織運営に関する情報開示等

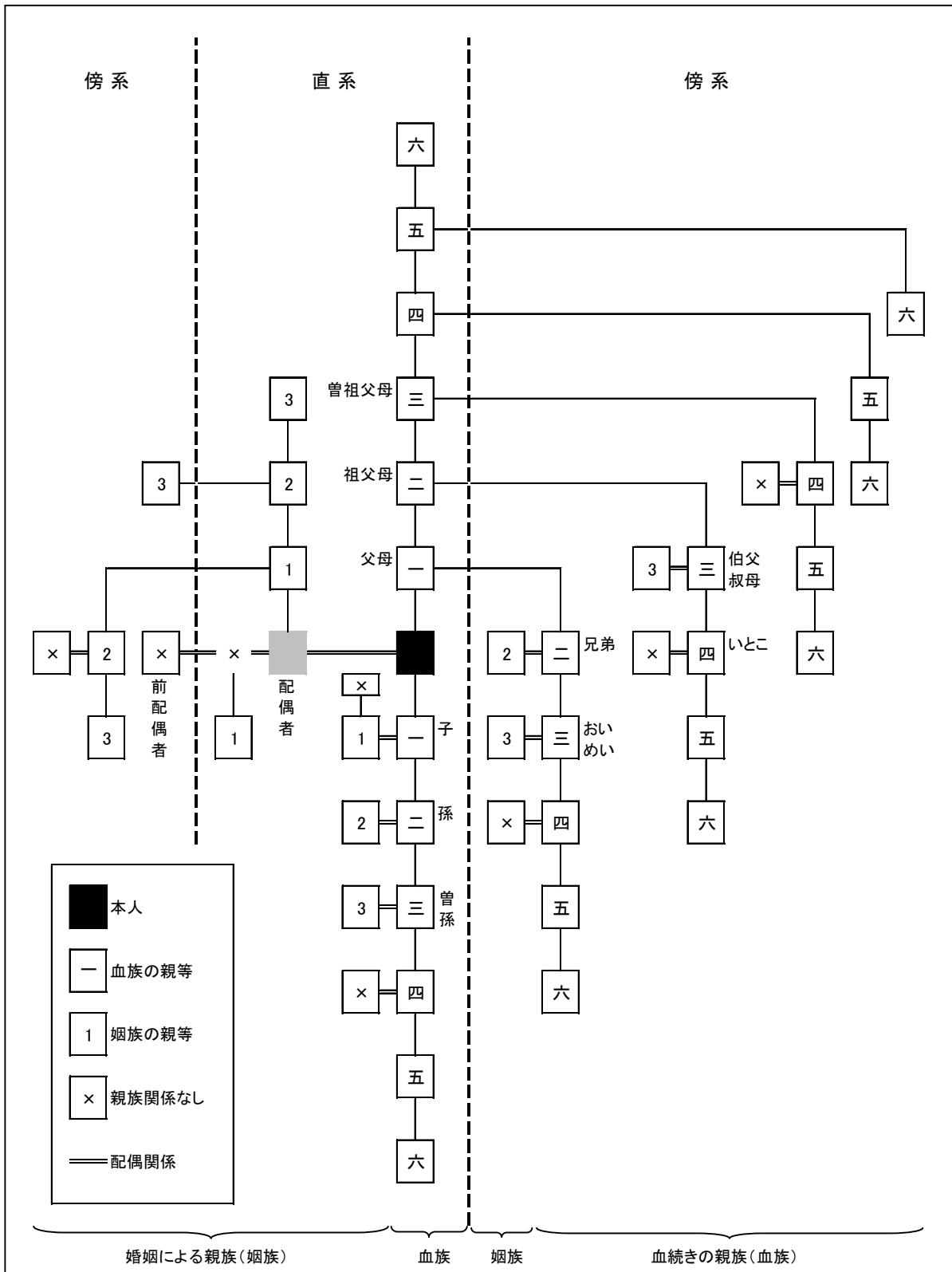
- ① 会計監査を受けない法人においては、財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援について、法人の事業規模や財務会計に係る事務態勢等に即して、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人等の専門家を活用することが望ましい。
- ② 定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置かなければならない。
- ③ 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに監査報告(会計監査報告を含む)(以下「計算書類等」という。)を定時評議員会の日から2週間前の日から5年間主たる事務所に備え置かなければならない(従たる事務所においても3年間備え置かなければならない)。
- ④ 財産目録、役員等名簿、報酬等の支給の基準を記載した書類及び事業の概要等(以下「財産目録等」という。)を毎会計年度終了後3か月以内に、5年間主たる事務所に備え置くとともに、その写しを3年間従たる事業所に備え置かなければならない。

6 法人の認可申請等の手続き

(1) 所轄庁

所轄庁		対象法人
国	厚生労働大臣	法人が行う事業が2以上の地方厚生局の管轄区域にわたり、厚生労働省令で定められた場合
県	知事	①主たる事業所が町村の区域内にある場合 ②主たる事務所が市(指定都市を除く)の区域内にあり、2以上の市町村の区域にわたり事業を実施する場合 ③主たる事務所が県内の指定都市の区域内にあり、2以上の都道府県の区域にわたり事業を実施する場合
指定都市	市長	主たる事務所が指定都市の区域内にある場合 (上記「県」の要件に該当した場合を除く)
市	市長	主たる事務所が市の区域内にあり、当該市の区域内のみ事業を実施する場合

親族関係にある者の図表(役員等の選任 P.9~10)



注1 「社会福祉事業について識見を有する者」

- ① 社会福祉に関する教育を行う者
- ② 社会福祉に関する研究を行う者
- ③ 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者
- ④ 公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者

注2 「法人が行う事業の区域における福祉の実情に通じている者」

- ① 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員
- ② 民生委員、児童委員
- ③ 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等
- ④ 医師、保健師、看護師等保健医療関係者
- ⑤ 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者

MEMO

第4 社会福祉法人及び社会福祉施設整備に係る資産要件の緩和

資産の所有や基本財産として用意すべき資産について、次のとおり、一部要件の緩和が図られています。（通知のうち一部を要約している場合があります。）

I 国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について

（平成12年8月22日付社援第1896号、老発第599号）

厚生省社会・援護局長外

1 要件緩和の内容

都市部等地域以外の地域においても、国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて設置することを認める。

なお、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、これを登記するものとする。

また、この場合の賃借料の水準は、無料又は極力低額であることが望ましく、さらに法人が寄附金等により当該賃借料を長期間にわたって支払う能力があると認められる必要がある。

II 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について

（平成24年3月30日付社援発0330第5号）

厚生労働省社会・援護局長

1 設立に当たっての資産要件等

(1) 基本財産は、原則として、地域活動支援センターの用に供する不動産のすべての所有権を有していること。

ただし、1,000万円以上に相当する資産を基本財産として有している場合には、施設用不動産について国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可、又は国等以外の者から貸与を受けていても差し支えないこと。

(2) 地方公共団体又は民間社会福祉団体等からの委託又は助成を現に受けているか、あるいは過去に受けていた実績があるとともに、社会福祉法人認可後において、地方公共団体からの委託又は助成が将来にわたり継続され、地域活動支援センターが安定的・継続的に確保されるものとして、社会福祉法人の認可を行う所轄庁が認めること。

(3) 一の都道府県の区域内においてのみ事業を実施すること。

2 併せて行うことが出来る事業の範囲

(1) 障害児相談支援事業、一般相談支援事業又は特定相談支援事業

(2) 障がい福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援又は自立生活援助に限る。）

(3) 移動支援事業

※ 公益事業又は収益事業については、当該法人の財政基盤が脆弱であることに配慮しつつ、地域福祉の推進を図る観点から、所轄庁が当該法人の行う社会福祉事業に

支障がないと認めるときは、これを行うことができる。

(平成30年3月30日最終改正)

Ⅲ 国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について

(平成12年9月8日付障第669号、社援第2028号)

厚生省大臣官房障害保健福祉部長外

1 要件緩和の内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービス(療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。)又は身体障がい者社会参加支援施設を営んでいる既設の社会福祉法人に限り、都市部等地域以外の地域においても、国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて設置することを認める。

なお、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、これを登記するものとする。

また、この場合の賃借料の水準は、無料又は極力低額であることが望ましく、また、法人が寄附金等により当該賃借料を長期間にわたって支払う能力があると認められる必要がある。

(平成25年3月29日最終改正)

Ⅳ 国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について

(平成12年9月8日付障第670号、社援第2029号、老発第628号、児発第732号)

厚生省大臣官房障害保健福祉部長外

1 要件緩和の内容

(1) 既設法人が以下の通所施設を整備する場合、当該通所施設の用に供する不動産の全てについて、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えない。

① 児童発達支援センター

② 情緒障がい児短期治療施設(通所部に限る。)又は児童自立支援施設(通所部に限る。)

③ 障がい福祉サービス事業(生活介護、自立訓練(宿泊型自立訓練を除く。)、就労移行支援又は就労継続支援に限る。)

④ 放課後児童健全育成事業、保育所又は児童家庭支援センター

⑤ 母子福祉施設

⑥ 老人デイサービスセンター、老人福祉センター又は老人介護支援センター

⑦ 身体障がい者福祉センター、補装具制作施設又は視聴覚障がい者情報提供施設

⑧ 地域活動支援センター

(2) 貸与を受けている不動産については、地上権又は賃借権を設定し登記すること。

ただし、次の場合などのように安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合は登記を行わないこととしても差し支えない。

① 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上の場合。

② 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は地域における基幹的交通

事業者等の信用力の高い主体である場合。

- (3) 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

(令和2年1月23日最終改正)

V 不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について

(平成16年5月24日付雇児第0524002号、社援第0524008号)
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長外

1 要件緩和の内容

(1) 既設法人が保育所を設置する場合

第1種社会福祉事業又は第2種社会福祉事業のうち保育所若しくは精神障がい者社会復帰施設を経営する事業を行っている社会福祉法人が保育所を設置する場合は、IVに定めるとおりの取扱いとして差し支えない。

(2) 既設法人以外の社会福祉法人が保育所を設置する場合

① 都市部以外の地域であって緊急に保育所の整備が求められている地域でも、施設用地の貸与を受けて設置することを認めること。

② 貸与を受けている土地については、地上権又は賃借権を設定しかつこれを登記すること。

ただし、貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合など、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととして差し支えないこと。

③ 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

(3) 社会福祉法人以外の者が保育所を設置する場合

① 社会福祉法人以外の者が保育所を設置する場合には、当該保育所の用に供する土地又は建物について、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこと。

② 貸与を受けている不動産については、地上権又は賃借権を設定し登記すること。

ただし、次の場合などのように安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合は登記を行わないこととしても差し支えない。

ア 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上の場合。

イ 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合。

③ 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。

④ 賃借料の財源について、安定的に支払い得る財源が確保されていること。また、これとは別に、当面の支払に充てるための1年間の賃借料に相当する額と1千万円(1年間の賃借料が1千万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額)の合計額の資金を安全性がありかつ換金性の高い形態(普通預金、定期預金、国債等)により保有していること。

⑤ ④の1千万円(1年間の賃借料が1千万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額)については、地上権・賃借権の登記、賃貸借契約期間の長さ等施設使用の安定性の高さ、当該主体の総合的な財政力の高さ、公的補助による継続的な賃貸料補助、これまでの施設の経営・運営実績等過去の安定性の高さ等を勘案し、

賃貸施設であっても安定的に事業経営が認められる場合には、2分の1を下回らない範囲内で当該額を減額して差し支えないこと。

⑥ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

VI 構造改革特区における地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」の用に供する不動産に係る取扱いについて(一部略)

(平成16年12月13日付社援発第1213003号、老発第1213001号)

厚生労働省社会援護局長外

構造改革特別区域において、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準に規定する小規模生活単位型特別養護老人ホームであって、「サテライト型居住施設」として内閣総理大臣の認定を受けた施設を設置しようとする社会福祉法人は、次に掲げる要件を満たしている場合には、当該サテライト型居住施設の用に供する不動産のすべてについて、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えない。この場合において、当該サテライト型居住施設に併設する老人短期入所施設についても、同様とする。

- ① 当該施設の設置により、当該社会福祉法人が設置するサテライト型居住施設に関し、その用に供する建物について、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けている施設の定員の合計数が、当該社会福祉法人が設置する入所施設の定員の合計数の2分の1を超えないこと。
- ② 貸与を受けている不動産について、当該サテライト型居住施設を運営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
- ③ 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- ④ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

(※ 新潟市は構造改革特区地域ではありません。)

(平成28年7月27日最終改正)

VII 幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業(利用定員が10人以上であるものに限る。)を行う施設を設置する場合

(平成16年5月24日付雇児第0524002号、社援第0524008号)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長外

社会福祉法人の設置する幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業を行う施設については、保育所と同様に「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」に準じた取扱いとすること。

VIII 国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合

(平成28年7月27日社援発0727第1号、老発0727第1号)

厚生労働省社会・援護局長外

特別養護老人ホーム(サテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホームを除く、以下同じ。)を設置しようとする社会福祉法人が以下の要件を満たしている場合には、その用に供する不動産のすべてについて、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこ

ととする。この場合において、当該特別養護老人ホームに併設される老人短期入所施設についても、同様とする。

- ①当該特別養護老人ホームが設置される地域が都市部地域であること。
- ②入所施設を経営している既設の社会福祉法人であること
- ③当該特別養護老人ホームの用に供する建物について、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けている施設の定員の合計数が、当該社会福祉法人が設置するすべての入所施設の定員の合計数(貸与を受けている施設の定員の合計数を含む)の2分の2を超えないこと。
- ④当該特別養護老人ホームが設置される都道府県(当該都道府県と隣接する都道府県を含む。)において、すでに当該社会福祉法人が他の特別養護老人ホームを経営していること。
- ⑤貸与を受けている不動産について、当該特別養護老人ホームを経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。この場合において、建物の賃貸借期間は30年以上とすること。
- ⑥当該社会福祉法人の経営状態が安定していること。
- ⑦賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源として1,000万円以上に相当する資産(現金、預金又は確実な有価証券に限る。)が確保されていること。
- ⑧賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、当該社会福祉法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払い可能であると認められること。

Ⅹ 居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件について
(平成12年9月8日付障第671号、社援第2030号、老発第629号、児発第733号)
厚生省大臣官房障害保健福祉部長外

1 次の要件を満たしていれば、1,000万円以上に相当する資産を基本財産とすることで足りるものとする。

- (1) 5年(特定非営利活動法人又は事業所所在地の市町村長が法人格の取得について推薦をした場合には3年)以上にわたって、当該事業の経営実績を有するとともに、地方公共団体からの委託、助成又は介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障がい福祉サービス事業者の指定を受けていること。
- (2) 一の都道府県の区域内においてのみ事業を実施すること。

2 併せて行うことが出来る事業の範囲

1の要件を満たして設立された社会福祉法人は、居宅介護等事業の経営のみを行うことを原則とするが、次に掲げる事業については併せて行うことができるものとする。

- (1) 障がい児相談支援事業、一般相談支援事業又は特定相談支援事業
- (2) 障がい児通所支援事業又は老人デイサービス事業
- (3) 重度障がい者等包括支援
- (4) 移動支援事業
- (5) 地域活動支援センターを経営する事業

※ 公益事業又は収益事業については、当該法人の財政基盤が脆弱であることに配慮しつつ、地域福祉の推進を図る観点から、所轄庁が当該法人の行う社会福祉事業に支障がないと認める場合には、これを行うことができる。

(平成26年3月28日最終改正)

X 共同生活援助事業等の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について

(平成14年8月30日付社援発第0830007号、老発第0830006号)
厚生労働省社会・援護局長外

1 次の要件を満たしていれば、1,000万円以上に相当する資産を基本財産とすることで足りるものとする。

(1) 5年(特定非営利活動法人又は事業所所在地の市町村長が法人格の取得について推薦をした場合には3年)以上にわたって、共同生活援助事業等の経営実績を有するとともに、地方公共団体からの委託、助成又は介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障がい福祉サービス事業者の指定を受けていること。

(2) 一の都道府県の区域内においてのみ事業を実施すること。

2 併せて行うことが出来る事業の範囲

1の要件を満たして設立された社会福祉法人は、共同生活援助事業等の経営のみを行うことを原則とするが、次に掲げる事業については併せて行うことが出来るものとする。

(1) 障がい児相談支援事業、一般相談支援事業又は特定相談支援事業

(2) 老人デイサービス事業、障がい福祉サービス事業(生活介護、自立訓練(宿泊型自立訓練を除く。)、就労移行支援、就労継続支援又は就労定着支援に限る。)又は障がい児通所支援事業を営む事業

(3) 老人居宅介護等事業、障がい福祉サービス事業(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援又は自立生活援助に限る。)

(4) 移動支援事業

(5) 地域活動支援センター

※ 公益事業又は収益事業については、当該法人の財政基盤が脆弱であることに配慮しつつ、地域福祉の推進を図る観点から、所轄庁が当該法人の行う社会福祉事業に支障がないと認める場合には、これを行うことができる。

(平成30年3月30日最終改正)

第5 社会福祉法人定款例

※「社会福祉法人の認可について（通知）」別紙2より

<説明>

1. 定款例について

- 各法人の定款に記載されることが一般的に多いと思われる事項について、定款の定め方の一例を記載している。
- 各法人の定款の記載内容については、当該定款例の文言に拘束されるものではないが、定款において定めることが必要な事項が入っているか、その内容が法令に沿ったものであることが必要である。

2. 記載事項の種類

- 必要的記載事項（直線） → 必ず定款に記載しなければならない事項であり、その一つでも記載が欠けると、定款の効力が生じない事項（法第31条第1項各号に掲げる事項等） ※ 内容については、法令に沿ったものであればよく、当該定款例の文言に拘束されるものではないこと。
- 相対的記載事項（点線） → 必要的記載事項と異なり、記載がなくても定款の効力に影響はないが、法令上、定款の定めがなければその効力を生じない事項
- 任意的記載事項 → 法令に違反しない範囲で任意に記載することができる事項

3. 評議員会及び理事会における法定決議事項

	理事会	評議員会
決議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定 (法第45条の9第10項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第181条) ・ 理事長及び業務執行理事の選定及び解職(理事長:法第45条の13第2項第3号、業務執行理事:法第45条の16第2項第2号) ・ 重要な財産の処分及び譲受け(法第45条の13第4項第1号) ・ 多額の借財(法第45条の13第4項第2号) ・ 重要な役割を担う職員の選任及び解任(法第45条の13第4項第3号) ・ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止(法第45条の13第4項第4号) ・ コンプライアンス(法令遵守等)の体制の整備(法第45条の13第4項第5号)※一定規模を超える法人のみ ・ 競業及び利益相反取引(法第45条の16第4項において準用する一般法人法第84条第1項) ・ 計算書類及び事業報告等の承認(法第45条の28第3項) ・ 理事会による役員、会計監査人の責任の一部免除(法第45条の20第4項において準用する一般法人法第114条第1項) ・ その他の重要な業務執行の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事、監事、会計監査人の選任(法第43条) ・ 理事、監事、会計監査人の解任(法第45条の4第1項及び第2項)★ ・ 理事、監事の報酬等の決議(理事:法第45条の16第4項において準用する一般法人法第89条、監事:法第45条の18第3項において準用する一般法人法第105条) ・ 理事等の責任の免除(全ての免除:法第45条の20第4項で準用する一般法人法第112条(※総評議員の同意が必要)、一部の免除:第113条第1項)★ ・ 役員報酬等基準の承認(法第45条の35第2項) ・ 計算書類の承認(法第45条の30第2項) ・ 定款の変更(法第45条の36第1項)★ ・ 解散の決議(法第46条第1項第1号)★ ・ 合併の承認(吸収合併消滅法人:法第52条、吸収合併存続法人:法第54条の2第1項、法人新設合併:法第54条の8)★ ・ 社会福祉充実計画の承認(法第55条の2第7項) ・ その他定款で定めた事項 <p>★:法第45条の9第7項の規定により、議決に加わることができる評議員の三分の二(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上に当たる多数をもつて決議を行わなければならない事項</p>

社会福祉法人定款例

社会福祉法人定款例

社会福祉法人〇〇福祉会定款

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 障害児入所施設の経営

(ロ) 特別養護老人ホームの経営

(ハ) 障害者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 老人デイサービス事業の経営

(ロ) 老人介護支援センターの経営

(ハ) 保育所の経営

(ニ) 障害福祉サービス事業の経営

(ホ) 相談支援事業の経営

(ヘ) 移動支援事業の経営

(ト) 地域活動支援センターの経営

(チ) 福祉ホームの経営

(備考)

- (1) 具体的な記載は、社会福祉法の基本的理念に合致するものであるとともに、それぞれの法人の設立の理念を体现するものとする。
- (2) 児童福祉に関する事業を行う法人においては、「心身ともに健やかに育成される」との趣旨に合致するものとする。
- (3) 上記記載は、あくまで一例であるので、(1)、(2)を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。
- (4) 市町村社会福祉協議会にあっては、次の例にならって記載すること。

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、〇〇市（区町村）における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。

(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

(2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

(3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

(4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(5) 地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業（指定都市社会福祉協議会に限る。）

(6) 共同募金事業への協力

(7) 福祉サービス利用援助事業

(8) 福祉関係各法に基づき実施される事業の経営

(注) 記載に当たっては、第一条の(1)及び(2)の例によること。

(9) その他本会の目的達成のため必要な事業

(5) 都道府県社会福祉協議会にあっては、次の例にならって記載すること。

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、〇〇県（都道府）における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。

(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

(2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

(3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

(4) 社会福祉を目的とする事業を経営する者への支援に関する事業

(5) (1) から (3) までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(6) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修

(7) 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言

(8) 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整

(9) 共同募金事業への協力

(10) 〇〇県福祉人材センターの業務の実施

(11) 日常生活自立支援事業

(12) 福祉関係各法に基づき実施される事業の経営

(注) 記載に当たっては、第一条の(1)及び(2)の例によること。

(13) その他本会の目的達成のため必要な事業

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人〇〇福祉会という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、(地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者 等) を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。

(備考)

最小行政区の市区町村名までの記載でも可能。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員〇〇名以上〇〇名以内を置く。

(備考一)

確定数とすることも可能。

(備考二)

法第 40 条第 3 項の規定により、在任する評議員の人数は理事の人数を超える必要がある。~~なお、平成 27 年度における法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額が 4 億円を超えない法人及び平成 28 年度中に設立された法人については、平成 32 年 3 月 31 日までは、評議員の人数は 4 名以上でよいものとする。~~

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事〇名、事務局員〇名、外部委員〇名の合計〇名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の〇名以上が出席し、かつ、外部委員の〇名以上が賛成することを要する。

(備考)

評議員の選任及び解任は、上記の評議員選任・解任委員会以外の中立性が確保された方法によることも可能である。なお、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは効力を有しない（法第 31 条第 5 項）。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(備考)

法第 41 条第 1 項に基づき、評議員の任期は、定款によって選任後 6 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで伸長することもできる。

法第 41 条第 2 項に基づき、補欠評議員の任期を退任した評議員の任期満了時までとする場合には、第 1 項の次に次の一項を加えること。

2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員に対して、<例：各年度の総額が〇〇〇〇〇〇円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として>支給することができる。

(備考一)

無報酬の場合は、その旨を定めること。なお、費用弁償分については報酬等に含まれない。

(備考二)

民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないよう、理事及び監事並びに評議員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めた報酬等の支給の基準を定め、公表しなければならない（法第 45 条の 35、第 59 条の 2 第 1 項第 2 号）。

第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事<並びに会計監査人>の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(備考)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(2)については、本定款例のように報酬等の額を定款で定めない場合には、評議員会において決定する必要がある（法第 45 条の 16 第 4 項において準用する一般法人法第 89 条、法第 45 条の 18 第 3 項において準用する一般法人法第 105 条第 1 項）。

(開催)

第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎年度〇月に 1 回開催するほか、(〇月及び) 必要が

ある場合に開催する。

(備考)

定時評議員会は、年に1回、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない(法第45条の9第1項)ので、開催時期を定めておくことが望ましい。なお、「毎年度〇月」については、4月~6月までの範囲となる。開催月を指定しない場合は「毎年度〇月」を「毎会計年度終了後3ヶ月以内」とすることも差し支えない。他方、臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。(法第45条の9第2項)。

(招集)

第一二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第一三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の〈例：3分の2以上〉に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(備考)

第一項については、法第45条の9第6項に基づき、過半数に代えて、これを上回る割合を定款で定めることも可能である。(例：理事の解任等)

第二項については、法第45条の9第7項に基づき、3分の2以上に代えて、これを上回る割合を定めることも可能である。

(議事録)

第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

(備考一)

記名押印ではなく署名とすることも可能。

(備考二)

第二項にかかわらず、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに署名し、又は記名押印することとしても差し支えないこと。

第四章 役員及び<会計監査人並びに>職員

(役員<及び会計監査人>の定数)

第一五条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 ○○名以上○○名以内

(2) 監事 ○○名以内

- 2 理事のうち一名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、○名を業務執行理事とする。

<4 この法人に会計監査人を置く。>

(備考)

- (1) 理事は6名以上、監事は2名以上とすること。
- (2) 理事及び監事の定数は確定数とすることも可能。
- (3) 業務執行理事については、「理事長以外の理事のうち、○名を業務執行理事とすることができる。」と定めることも可能。
- (4) 会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。
- (5) 社会福祉法の名称とは異なる通称名や略称を定款に使用する場合(例えば、理事長を「会長」と表記するような場合)には、「法律上の名称」と定款で使用する名称がどのような関係にあるのかを、定款上、明確にする必要があること。

<例>理事長、業務執行理事の役職名を、会長、常務理事とする場合の例

- 2 理事のうち1名を、会長、○名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員<及び会計監査人>の選任)

第一六条 理事及び監事<並びに会計監査人>は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(備考)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(理事の職務及び権限)

第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、<例：理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。>
- 3 理事長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(備考)

理事長及び業務執行理事の自己の職務の執行の状況を理事会に報告する頻度については、定款で、毎会計年度に 4 月を超える間隔で 2 回以上とすることも可能である（法第 45 条の 16 第 3 項）。

<例>

3. 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（備考）

会計監査人を置く場合は、次の条を追加すること。

（会計監査人の職務及び権限）

第〇条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

（役員〈及び会計監査人〉の任期）

第一九条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

<3 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。>

（備考一）

会計監査人を置いていない場合、〈>内は不要。

（備考二）

理事の任期は、定款によって短縮することもできる（法第 45 条）。

法第 45 条に基づき、補欠理事又は監事の任期を退任した理事又は監事の任期満了時までとする場合には、第 1 項の次に次の一項を加えること。

2. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

（役員〈及び会計監査人〉の解任）

第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- <2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、(監事全員の同意により、) 会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。>

(備考)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(役員<及び会計監査人>の報酬等)

第二条 理事及び監事に対して、<例：評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を>報酬等として支給することができる。

<2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。>

(備考一)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(備考二)

第1項のとおり、理事及び監事の報酬等の額について定款に定めないときは、評議員会の決議によって定める必要がある。

(備考三)

費用弁償分については報酬等に含まれない。

(職員)

第二条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

(備考一)

運営協議会(地域や利用者の意見を法人運営に反映させるべく、地域の代表者や利用者又は利用者の家族の代表者等を構成員として社会福祉法人が任意で設置するもの)を設ける場合には、定款に次の章を加えること。

第〇章 運営協議会

(運営協議会の設置)

第〇条 この法人に、運営協議会を置く。

(運営協議会の委員の定数)

第〇条 運営協議会の委員は〇名とする。

(運営協議会の委員の選任)

第〇条 運営協議会の委員は、各号に掲げる者から理事長が選任する。

- (1) 地域の代表者
- (2) 利用者又は利用者の家族の代表者
- (3) その他理事長が適当と認める者

(運営協議会の委員の定数の変更)

第〇条 法人が前々条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聴かななければならない。

(意見の聴取)

第〇条 理事長は、必要に応じて、運営協議会から、地域や利用者の意見を聴取するものとする。

(その他)

第〇条 運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

(備考二)

社会福祉協議会及び社団的な法人で会員制度を設ける社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 会員

(会員)

第〇条 この法人に会員を置く。

- 2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。
- 3 会員に関する規程は、別に定める。

(備考三)

都道府県社会福祉協議会である社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 運営適正化委員会

(運営適正化委員会の設置)

第〇条 この法人に、社会福祉法に規定する運営適正化委員会（以下「運営適正化委員会」という。）を置く。

(運営適正化委員会の委員の定数)

第〇条 運営適正化委員会の委員は〇名とする。

(運営適正化委員会の委員の選任)

第〇条 運営適正化委員会の委員は、本法人に置かれる選考委員会の同意を得て、会長が選任する。

(運営適正化委員会の委員の定数の変更)

第〇条 法人が前条に定める定数を変更しようとするときは、運営適正化委員会の意見を聴かななければならない。

(業務の報告)

第〇条 運営適正化委員会はその業務の状況及び成果について、理事会に定期的に報告しなければならない。

(その他)

第〇条 運営適正化委員会については、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

第五章 理事会

(構成)

第二三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二四条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(備考)

(1)「日常の業務として理事会が定めるもの」の例としては、次のような業務がある。なお、これらは例示であって、法人運営に重大な影響があるものを除き、これら以外の業務であっても理事会において定めることは差し支えないこと。

- ① 「施設長等の任免その他重要な人事」を除く職員の任免

(注) 理事長が専決できる人事の範囲については、法人としての判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ② 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること

- ③ 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

- ④ 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの

- ⑤ 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの

ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入

イ 施設設備の保守管理、物品の修理等

ウ 緊急を要する物品の購入等

(注) 理事長が専決できる契約の金額及び範囲については、随意契約によることができる場合の基準も参酌しながら、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ⑥ 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 理事長が専決できる取得等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ⑦ 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄

ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。

(注) 理事長が専決で処分できる固定資産等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ⑧ 予算上の予備費の支出

- ⑨ 入所者・利用者の日常の処遇に関すること

- ⑩ 入所者の預り金の日常の管理に関すること

- ⑪ 寄付金の受入れに関する決定

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 寄付金の募集に関する事項は専決できないこと。

なお、これらの中には諸規程において定める契約担当者に委任されるものも含まれる。

(招集)

第二五条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第二六条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(備考)

第一項については、法第45条の14第4項に基づき、過半数に代えて、これを上回る割合を定款で定めることも可能である。

(議事録)

第二七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(備考一)

記名押印ではなく署名とすることも可能。

(備考二)

定款で、署名し、又は記名押印する者を、当該理事会に出席した理事長及び監事とすることもできる（法第45条の14第6項）。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) ○○県○○市○丁目○○番所在の木造瓦葺平家建○○保育園園舎 一棟（ 平方メートル）

(2) ○○県○○市○丁目○○番所在の○○保育園 敷地（平方メートル）

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(備考)

公益及び収益を目的とする事業を行う場合には、次のように記載すること。

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）の四種（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、三種）とする。

2 本文第二項に同じ。

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）以外の財産とする。

4 公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）は、第〇条に掲げる公益を目的とする事業及び第〇条に掲げる収益を目的とする事業（公益を目的とする事業又は収益を目的とする事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業のみを記載）の用に供する財産とする。

5 本文第四項に同じ。

（基本財産の処分）

第二九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、〔所轄庁〕の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、〔所轄庁〕の承認は必要としない。

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

三 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。

（資産の管理）

第三〇条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（備考）

基本財産以外の資産において、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用を行う場合には、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）

第三一条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、〈例 1：理事会の承認、例 2：理事会の決議を経て、評議員会の承認〉を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該会計年度が終了するまで

の間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間(、また、従たる事務所に3年間)備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所(及び従たる事務所に)に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(備考) 会計監査人を置いている場合の例

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第二条の三十九に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間(、また、従たる事務所に3年間)備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所(及び従たる事務所)に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三三条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三四条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

(備考一)

公益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 公益を目的とする事業

(種別)

第〇条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 〇〇の事業

(2) 〇〇の事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(注1) 具体的な目的の記載は、事業の種別に応じ、社会福祉法の基本的理念及びそれぞれの法人の理念に沿って記載すること。

(注2) 上記記載は、あくまで一例であるので、(注1)を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。

(注3) 公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業については、必ずしも定款の変更を行うことを要しないこと。

(備考二)

収益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 収益を目的とする事業

(種別)

第〇条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、次の事業を行う。

(1) 〇〇業

(2) 〇〇業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(備考)

事業種類は、事業の内容が理解できるよう具体的に記載すること。

(収益の処分)

第〇条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和三三年政令第一八五号）第一三条及び平成一四年厚生労働省告示第二八三号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

(備考)

母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第一二九号）第一四条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令（昭和三十九年政令第二二四号）第六条第一項各号に掲げる事業については、本条は必要ないこと。

第七章 解散

(解散)

第三六条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三七条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第八章 定款の変更

(定款の変更)

第三八条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、〔所轄庁〕の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を〔所轄庁〕に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第三九条 この法人の公告は、社会福祉法人〇〇福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(備考)

解散時の債権申出の催告及び破産手続の開始については、官報によって公告すること。

(施行細則)

第四〇条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員、評議員<、会計監査人>は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長

理 事

//

//

//

//

監 事

//

評議員

//

//

//

//

//

//

<会計監査人>

(備考一)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(備考二)

平成 29 年 4 月 1 日前に設立された法人は、評議員及び会計監査人の定めは不要。